

第 75 回

定時株主総会 招集ご通知

Shibuya

開催日時

2023年9月27日（水曜日）
午前10時

開催場所

当本社MCセンター 3階ホール
金沢市大豆田本町甲 58 番地

※末尾の案内図をご参照ください

目次

■ 第75回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役6名選任の件	6
第4号議案 監査役2名選任の件	10
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	11
第6号議案 退任取締役および 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	12
(添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33

 澁谷工業株式会社

証券コード 6340

ご来場のみなさまへのお土産は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6340

(発信日) 2023年9月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年9月5日

金沢市大豆田本町甲 58 番地
澁谷工業株式会社
取締役社長 澁谷 英利

第 75 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 75 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shibuya.co.jp/ir/shareholder.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。（以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「澁谷工業」または「証券コード」に「6340」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010020Action.do?Show=Show/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って 2023 年 9 月 26 日（火曜日）午後 5 時 40 分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 金沢市大豆田本町甲58番地 当本社MCセンター 3階ホール
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第75期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年9月26日(火曜日)午後5時40分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の『インターネット等による議決権行使のご案内』をご高覧のうえ、2023年9月26日(火曜日)午後5時40分までに行使してください。

以 上

1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 本総会においては、電子交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - (1) 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」および「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. インターネットによる議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2023年9月26日（火曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(注) 1. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担になります。

2. インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(注) 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル【電話】0120-652-031 (受付時間 9:00 ~ 21:00)
- (2) その他のご照会は、以下にお問い合わせください。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社へお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部【電話】0120-782-031 (受付時間 9:00 ~ 17:00 土日休日を除く)

本総会に関するご連絡事項

1. 株主さまへのお願い

- (1) 議決権の行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使が可能ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 本総会にご出席を検討されている株主さまは、当日の健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。

2. 当社の対応

- (1) ご来場者さまへのお土産は取り止めさせていただいております。
- (2) 役員および運営スタッフは、体調を十分確認のうえ参加いたします。
- (3) 会場内において体調が優れないと感じられた株主さまは、遠慮なく運営スタッフにお申し出ください。また、体調が優れないと思われる株主さまには、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。
- (4) 本総会終了後の懇親会は中止とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第75期 期末配当）に関する事項

当期の剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの配当の充実と、将来の安定的な利益確保のための内部留保の確保の両方を、バランス良く維持すること、および今後の事業展開などを考慮して、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の配当金はすでに中間配当金としてお支払いいたしました上半期の1株につき30円と合わせ、年70円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円

総額 1,106,683,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（第75期 期末配当金の支払開始日）

2023年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の活性化、意思決定の迅速化、監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため、新たに委任型執行役員制度を導入したことから、取締役を減員することに伴い、取締役の員数を28名以内から7名以内に変更するものであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役は <u>28</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となります。つきましては、新たに委任型執行役員制度を導入したことに伴い、取締役構成数を減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しぶ や ひで とし 澁谷 英利 (1966年2月4日生)	1992年7月 当社入社 2004年10月 同 執行役員 同 プラント営業統轄本部 部長 2007年7月 同 常務執行役員 2009年12月 同 プラント営業統轄副本部長 2010年9月 同 取締役 2011年9月 同 常務取締役 2016年7月 同 再生医療システム副本部長 2020年7月 同 専務取締役 同 プラント営業統轄本部 部長 2021年9月 同 代表取締役副社長 2021年10月 同 代表取締役社長 現在に至る 2023年2月 同 グループ経営企画統轄本部 部長 現在に至る	24,660 株
2	もう り かつ み 毛利 克己 (1953年7月8日生)	2004年4月 シブヤマシナリー株式会社(2021年7月に当社が吸収合併)入社 同 管理本部長 2004年6月 同 常務取締役 2006年7月 同 専務取締役 2009年9月 同 取締役副社長 2011年4月 当社常務執行役員 2011年9月 同 専務取締役 現在に至る 同 メカトロ事業部長 現在に至る 2012年7月 同 メカトロ事業部医療機本部長 現在に至る 2016年10月 同 メカトロ事業部特機本部長 現在に至る 2023年2月 同 グループ経営企画統轄副本部長 現在に至る	4,200 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ほん だ むね たか 本 多 宗 隆 (1950年6月26日生)	1973年3月 当社入社 1996年7月 同 企画・特許部長 2000年8月 同 執行役員 2004年10月 同 常務執行役員 2007年9月 同 常務取締役 同 情報・知的財産本部長 現在に至る 2008年7月 同 グループ生産・情報統轄副本部長 2012年5月 同 総務本部長 現在に至る 2020年7月 同 専務取締役 現在に至る 2023年2月 同 グループ経営企画統轄副本部長 現在に至る	26,300 株
4	かわ むら たか し 河 村 孝 志 (1951年9月2日生)	1980年2月 当社入社 2000年8月 同 執行役員 同 経本部長 2004年10月 同 常務執行役員 2007年9月 同 常務取締役 同 財務本部長 2011年9月 同 経本部長(財務担当) 現在に至る 2021年10月 同 専務取締役 現在に至る 2023年2月 同 グループ経営企画統轄副本部長 現在に至る	11,600 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	たま い まさ とし 玉井政利 (1951年5月25日生)	1981年6月 税理士開業 現在に至る 2011年9月 当社監査役 2018年9月 同 取締役 現在に至る 2021年10月 株式会社北國銀行 社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 玉井経営会計事務所 所長 株式会社北國銀行 社外監査役	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>玉井 政利氏は、公認会計士事務所における監査業務や税理士としての税務に関する業務経験を通じて、幅広い経験を有しております。この経験を生かして、当社取締役就任後は、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>こん どう のり ゆき 近藤 徳之 (1961年2月18日生)</p>	<p>1983年4月 三井物産株式会社入社 2009年6月 三井物産プラスチックトレード株式会社 (現：三井物産プラスチック株式会社) 常務執行役員 機能材料本部長 2010年11月 Plalloy MTD B.V. 社長 2015年10月 三井物産株式会社 パフォーマンス マテリアルズ本部 北陸化学品統括 2022年2月 MEDX 株式会社 取締役 2022年9月 当社取締役 現在に至る</p>	2,500 株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 近藤 徳之氏は、総合商社における豊富な海外勤務の経験に加え、部門を統括する責任者として勤務し、さらに役員として企業経営に関与した経験を有しております。この経験を活かして当社取締役就任後は、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値の向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 玉井 政利氏および近藤 徳之氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 当社は、玉井 政利氏および近藤 徳之氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で当社および子会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、本招集ご通知 27 頁に記載のとおりであります。
5. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
- 玉井 政利氏 5 年
近藤 徳之氏 1 年

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役2名が任期満了となり、また1名が退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あ たか たて き 安 宅 建 樹 (1950年7月13日生)	1973年4月 株式会社北國銀行入行 1998年6月 同 取締役 2002年6月 同 常務取締役 2004年6月 同 専務取締役 2006年6月 同 取締役頭取 2015年9月 当社 監査役 現在に至る 2020年6月 株式会社北國銀行相談役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社北國銀行 相談役	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 安宅 建樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。		
	(責任限定契約) 当社は、安宅 建樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たけはし つよし 竹橋 剛 (1962年12月6日生)	1986年4月 当社入社 2011年4月 シブヤ精機株式会社浜松本社経理部長 2017年5月 当社財経本部資金部長 現在に至る 兼シブヤマシナリー株式会社(2021年7月に当社が吸収合併)管理本部経理部長	1,000株
(監査役候補者とした理由) 当社およびグループ会社において、経理・財務等の管理部門を歴任し豊富な経験と知見を有しております。この知見や経験を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待されることから、監査役候補者といたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.安宅 建樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 3.当社は、保険会社との間で当社および子会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。両候補者が選任された場合には両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、本招集ご通知27頁に記載のとおりであります。
- 4.安宅 建樹氏の当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、8年であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬の額は、2020年9月24日開催の第72回定時株主総会において月額100百万円以内(うち社外取締役の報酬の額は月額3百万円以内)とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案が可決されますと取締役の員数の上限が28名から7名に引き下げられることを考慮して、月額30百万円以内(うち社外取締役の報酬の額は月額3百万円以内)といたしたく改定をお願いするものであります。この取締役の報酬額には、従来と同じく使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は20名(うち社外取締役は3名)ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名(うち社外取締役は2名)となります。また、本議案は、本招集ご通知24頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される澁谷 光利氏、久保 尚義氏、中 俊明氏、吉道 義明氏、北村 博氏、西納 幸伸氏、西田 正清氏、二木 彰徳氏、高本 崇弘氏、太田 正人氏、中西 真二氏、宮前 和浩氏、および任期満了により監査役を退任される鈴木 由郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、監査役を退任される鈴木 由郎氏については、この度、監査役退任にあたり、過去に取締役を退任し監査役に就任する際に未支給であった取締役在任期間に対する退職慰労金を支払うものであり、監査役在任期間に対する退職慰労金の支給はありません。

また、本議案は、本招集ご通知 24 頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿ったものであり、その内容は相当であります。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
しづ や みつ とし 澁 谷 光 利	2010年9月 当社取締役 2011年9月 同 常務取締役 2020年7月 同 専務取締役 2021年9月 同 代表取締役副社長 2021年10月 同 代表取締役会長 現在に至る
く ぼ なお よし 久 保 尚 義	1991年9月 当社取締役 1992年9月 同 常務取締役 2006年7月 同 専務取締役 2011年9月 同 取締役副社長 現在に至る
なか とし あき 中 俊 明	1999年9月 当社取締役 2004年10月 同 常務取締役 2006年7月 同 専務取締役 2020年7月 同 取締役副社長 現在に至る
よし みち よし あき 吉 道 義 明	1999年9月 当社取締役 2004年10月 同 常務取締役 現在に至る

氏名	略歴
きたむらひろし 北村博	2007年9月 当社常務取締役 現在に至る
にし の ゆき のぶ 西 納 幸 伸	2011年9月 当社取締役 2014年7月 同 常務取締役 現在に至る
にし た まさ きよ 西 田 正 清	2011年9月 当社取締役 2020年7月 同 常務取締役 現在に至る
ふた ぎ あき のり 二 木 彰 徳	2018年9月 当社取締役 2020年7月 同 常務取締役 現在に至る
たか もと むね ひろ 高 本 崇 弘	2018年9月 当社取締役 2021年9月 同 常務取締役 現在に至る
おお た まさ と 太 田 正 人	2016年9月 当社取締役 現在に至る
なか にし しん じ 中 西 真 二	2016年9月 当社取締役 現在に至る
みや まえ かず ひろ 宮 前 和 浩	2019年9月 当社取締役 現在に至る
すず き よし ろう 鈴 木 由 郎	1983年9月 当社取締役 1986年3月 同 常務取締役 1988年11月 同 専務取締役 1994年9月 同 監査役 現在に至る

以上

ご参考

新しい組織体制について

本総会終了後に就任予定の委任型執行役員は、以下のとおりであります。

氏名	役職	担当
澁谷英利	社長執行役員	グループ経営企画統轄本部長
毛利克己	副社長執行役員	グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ統轄本部長兼特機本部長兼医療機本部長
本多宗隆	副社長執行役員	グループ経営企画統轄副本部長、 総務本部長、情報・知的財産本部長
河村孝志	副社長執行役員	グループ経営企画統轄副本部長、 経理本部長、内部統制・監査室長
西納幸伸	専務執行役員	プラント生産統轄本部長兼プラント技術本部長兼 BS第1技術本部長兼SPM技術本部長兼 バリデーション・品質本部長兼エンジニアリング本部長、 グループ経営企画統轄本部技術管理本部長兼開発本部長
二木彰徳	専務執行役員	プラント営業統轄本部長兼 BS営業本部長兼プラント海外営業本部長
高本崇弘	専務執行役員	プラント営業統轄副本部長兼業務管理本部長
太田正人	常務執行役員	プラント生産統轄副本部長兼 プラント生産本部長兼シーエス本部長、 グループ経営企画統轄本部開発副本部長兼技術管理副本部長
中西真二	常務執行役員	総務副本部長兼総務部長
宮前和浩	常務執行役員	経理副本部長兼財務部長、 再生医療システム本部（法務担当）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源・エネルギー価格の高騰に伴う物価上昇や人件費の上昇など厳しい状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症による各種規制が緩和され、社会経済活動の正常化が進んだことから、総じて回復基調で推移しました。

このような状況のなか、当社グループの連結売上高は978億42百万円（前期比1.7%増）となりましたが、損益面については、全てのセグメントで減益となったことから、営業利益は80億39百万円（前期比40.0%減）、経常利益は81億71百万円（前期比40.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は59億28百万円（前期比36.0%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

パッケージングプラント事業の売上高は、薬品・化粧品用プラントは抗がん剤など薬理活性の高い医薬品向けラインが減少するとともに、客先のコロナワクチン製造ラインの設備計画に遅れが生じたことから減少したものの、食品用プラントは国内向けおよび海外向けとも飲料用無菌充填ラインや炭酸水充填ラインが増加したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は574億10百万円（前期比10.9%増）となりましたが、損益面については、原材料の価格上昇が継続する中、一部の海外向け大型プラントで欧州の競合メーカーとの熾烈な価格競争が生じたことから、営業利益は71億66百万円（前期比32.2%減）となりました。

メカトロシステム事業の売上高は、医療機器は新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込んでいたインド・欧州・韓国などの海外向けが回復したことから増加したものの、半導体製造装置はリモートワーク等の普及に伴うデジタル特需が一巡したことに加えて、中国向けが同国内のゼロコロナ政策による経済停滞により減少したことから、前連結会計年度に比べ減少しました。

その結果、売上高は305億50百万円（前期比0.6%減）となり、損益面については、付加価値の高い半導体製造装置の販売割合が減少したことから、営業利益は19億20百万円（前期比41.5%減）となりました。

農業用設備事業の売上高は、柑橘類向け選果選別プラントにおいて大型プラントの設備更新が一巡したことから、前連結会計年度に比べ大きく減少しました。

その結果、売上高は98億81百万円（前期比28.1%減）、営業利益は9億33百万円（前期比46.6%減）となりました。

セグメント別の売上高

(単位：百万円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比
パッケージングプラント事業	51,763	57,410	10.9%
（酒類用プラント）	（ 2,636 ）	（ 2,351 ）	（ △ 10.8 ）
（食品用プラント）	（ 28,959 ）	（ 37,121 ）	（ 28.2 ）
（薬品・化粧品用プラント）	（ 18,375 ）	（ 15,301 ）	（ △ 16.7 ）
（その他）	（ 1,791 ）	（ 2,635 ）	（ 47.1 ）
メカトロシステム事業	30,726	30,550	△ 0.6
農業用設備事業	13,734	9,881	△ 28.1
合 計	96,223	97,842	1.7

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は58億24百万円であり、その主な内容は、当社の能美ハイテクプラント（パッケージングプラント事業）のほか、工作機械および工具器具備品等の新設ならびに更新投資であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、能美ハイテクプラント建設資金として41億円を金融機関から借り入れております。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売上高	103,619	103,965	96,223	97,842
経常利益	9,560	12,952	13,701	8,171
親会社株主に帰属する当期純利益	6,471	8,826	9,262	5,928
1株当たり当期純利益	233円89銭	319円02銭	334円79銭	214円29銭
総資産	126,745	132,448	136,981	142,426
純資産	68,684	76,941	85,425	90,180
1株当たり純資産額	2,481円87銭	2,779円98銭	3,087円39銭	3,259円24銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年度の期首から適用しており、2022年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、グローバル競争に勝ち抜き持続的に成長、発展するため、技術力・生産力と品質の向上に努め、既存製品の拡充に加え国内外を問わず新市場を開拓し、新製品の開発を推進するため以下の重点施策に取り組みます。

- ①社会のニーズに応える製品・サービスを開発・提供し、環境や社会・経済に貢献するサステナビリティ経営を推進します。
- ②世界のトップを走るダントツ製品づくりをさらに強化し、お客様との信頼関係に基づく利益創出によるWin-Winを目指します。
- ③製品・サービス・海外拠点については、時代の要請を先取りしたグローバル戦略を推進します。
- ④3カイ（改善・改革・開発）の強力推進および予実管理の徹底に取り組み、収益力の向上に努めます。
- ⑤持続的な企業成長を確保するため、新製品開発・新市場開拓・新事業創出を推進する人財育成に注力します。
- ⑥新事業分野への参入やM & Aに戦略的に取り組むとともに、営業、技術、生産、管理の各部門において、グループ一丸（One Shibuya）でグローバルに展開します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

下記の事業区分にかかる製品の製造販売を主要な事業といたしております。

事業区分	主要製品
パッケージングプラント事業	ポトリングシステム（充填システム、キャッピングシステム、ラベリングシステムなど）、製函・包装システム、製薬設備システム（医薬品製造システム、アイソレータなど）、食品加工システム、洗浄設備システム、再生医療システム（細胞培養アイソレータ、ロボット自動細胞培養システムなど）など
メカトロシステム事業	半導体製造システム（ハンダボールマウンタ、ワイヤボンダ、LED検査装置など）、医療機器（レーザ手術および治療装置、人工透析装置など）、切断加工システム（レーザ加工機、ウォータージェット切断加工機など）、超音波発生装置、油圧プレス機など
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど

7. 主要な営業所および工場（2023年6月30日現在）

社名	所在地
当 社	本 社：金沢市大豆田本町 営業部：本社・東京（新宿区）・関西（西宮市） 工 場：本社・RPシステム森本・EBシステム森本・ RMシステム森本・メカトロ・医療機若宮・進和（金沢市）・ 津幡（河北郡津幡町）・能美ハイテクプラント（能美市）
シブヤ精機株式会社	本 社：浜松本社（浜松市東区篠ヶ瀬町） 松山本社（松山市南吉田町） 営業部：浜松本社・松山本社・東日本（蓮田市）・北日本（弘前市） 工 場：浜松本社・松山本社
シブヤパッケージングシステム株式会社	本 社：金沢市河原市町 営業部：本社・東京（新宿区）・関西（西宮市） 工 場：本社
Shibuya Hoppmann Corporation	本 社：米国バージニア州マナサス 工 場：米国バージニア州マディソンハイツ
株式会社カイジョー	本 社：羽村市栄町 支 店：関西（大阪市淀川区） 工 場：本社・松本（松本市）

8. 従業員の状況（2023年6月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,185名	+ 33名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
2. 上記のほか、臨時従業員数は480名であります。

9. 主要な借入先の状況（2023年6月30日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社北國銀行	2,682
株式会社みずほ銀行	522
農林中央金庫	511
株式会社三菱UFJ銀行	493
三井住友信託銀行株式会社	377
明治安田生命保険相互会社	372
第一生命保険株式会社	372
日本生命保険相互会社	372

10. 重要な子会社の状況（2023年6月30日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
シブヤ精機株式会社	450 百万円	100.0%	農業用総合選果設備および一般産業用省力機器の製造販売
シブヤパッケージングシステム株式会社	450 百万円	100.0%	パッケージングプラント製品の製造販売
Shibuya Hoppmann Corporation	7,495 千米ドル	100.0% (100.0%)	パッケージングプラント製品の製造販売
株式会社カイジョー	90 百万円	100.0%	超音波応用機器の製造販売

（注）当社の議決権比率の（ ）内は、内数で間接所有割合を示しております。

II 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 …………… 110,000,000 株
2. 発行済株式の総数 …………… 28,149,877 株（自己株式 482,801 株を含む）
3. 株主数 …………… 4,574 名
4. 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,443	8.83
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	2,324	8.40
明治安田生命保険相互会社	1,700	6.15
第一生命保険株式会社	1,600	5.78
株式会社北國銀行	1,315	4.75
日本生命保険相互会社	1,280	4.63
澁谷工業取引先持株会	1,271	4.60
住友生命保険相互会社	1,120	4.05
農林中央金庫	1,000	3.61
株式会社三菱UFJ銀行	928	3.36

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2023年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職
澁谷 光利	代表取締役会長 プラント生産統轄本部長	シブヤパッケージングシステム株式会社 代表取締役社長
澁谷 英利	代表取締役社長 グループ経営企画統轄本部長	
久保 尚義	取締役副社長 グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ事業部担当、国際本部長	
中 俊明	取締役副社長 グループ経営企画統轄副本部長兼開発本部長、 プラント生産統轄本部エンジニアリング本部長、 再生医療システム本部長	
毛利 克己	専務取締役 グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ事業部長兼特機本部長兼医療機本部長	
本多 宗隆	専務取締役 グループ経営企画統轄副本部長、総務本部長、 情報・知的財産本部長	
河村 孝志	専務取締役 グループ経営企画統轄副本部長、 財経本部長（財務担当）	
吉道 義明	常務取締役 内部統制・監査室長、財経本部長（経理担当）	
北村 博	常務取締役 プラント生産統轄副本部長兼プラント生産本部長	
西納 幸伸	常務取締役 プラント生産統轄副本部長兼プラント技術本部長兼 BS第1技術本部長兼SPM技術本部長兼エンジ ニアリング副本部長、グループ経営企画統轄本部 技術管理本部長兼開発副本部長	
西田 正清	常務取締役 総務副本部長	
二木 彰徳	常務取締役 プラント営業統轄本部長兼BS営業本部長兼 プラント海外営業本部長	
高本 崇弘	常務取締役 プラント営業統轄副本部長兼業務管理本部長	

氏名	地位および担当	重要な兼職
太田 正人	取締役 プラント生産統轄本部バリデーション・品質本部長 兼BS第1技術副本部長、グループ経営企画統轄 本部開発副本部長兼技術管理副本部長	
中西 真二	取締役 総務副本部長兼総務部長	
宮前 和浩	取締役 財經副本部長兼財務部長、 再生医療システム本部（法務担当）	
北川 久司	取締役 SPM営業本部長	シブヤ精機株式会社 代表取締役社長
菅井 俊明	取締役	弁護士・菅井法律事務所 所長
玉井 政利	取締役	税理士・玉井経営会計事務所 所長 株式会社北國銀行 社外監査役
近藤 徳之	取締役	
鈴木 由郎	常勤監査役	
土肥 淳一	常勤監査役	
安宅 建樹	監査役	株式会社北國銀行 相談役
小原 正敏	監査役	きっかわ法律事務所パートナー サワイグループホールディングス株式会社 社外取締役 アツギ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 菅井 俊明、玉井 政利および近藤 徳之の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 土肥 淳一ならびに監査役 安宅 建樹および小原 正敏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2022年9月28日開催の第74回定時株主総会において、近藤 徳之氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2022年9月28日開催の第74回定時株主総会において、小原 正敏氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役 永井 英次氏は、2022年9月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって辞任し、子会社であるシブヤ精機株式会社の専務取締役に就任しております。
6. 監査役 遠藤 滋氏は、2022年9月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 社外監査役 安宅 建樹氏は金融機関の経営に長年携わっており、財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しております。
8. 社外取締役 菅井 俊明、玉井 政利、近藤 徳之、社外監査役 土肥 淳一、安宅 建樹、小原 正敏の各氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(注) 9. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。(変更箇所のみ記載いたします。)

氏 名	地位および担当		
	変 更 前	変 更 後	異動年月日
澁谷英利		グループ経営企画統轄本部長	2023年2月10日
久保尚義		グループ経営企画統轄副本部長	2023年2月10日
中 俊明	グループ生産・情報統轄本部長兼 生産計画推進本部長	グループ経営企画統轄副本部長	2023年2月10日
毛利克己		グループ経営企画統轄副本部長	2023年2月10日
本多宗隆	グループ生産・情報統轄副本部長	グループ経営企画統轄副本部長	2023年2月10日
河村孝志		グループ経営企画統轄副本部長	2023年2月10日
北村 博	グループ生産・情報統轄本部 生産計画推進副本部長		2023年2月10日
西納幸伸	グループ生産・情報統轄本部技術管理 本部長兼開発副本部長	グループ経営企画統轄本部技術管理 本部長兼開発副本部長	2023年2月10日
太田正人	プラント生産統轄本部 PSQ・品質本部長	プラント生産統轄本部バリデーション・ 品質本部長	2022年7月1日
	再生医療システム副本部長		2022年7月16日
	グループ生産・情報統轄本部開発副本部長 兼技術管理副本部長	グループ経営企画統轄本部開発副本部長 兼技術管理副本部長	2023年2月10日

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	
取 締 役	660	640	19	21
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(3)
監 査 役	21	21	-	5
(うち社外監査役)	(14)	(14)	(-)	(4)
合 計	681	662	19	26
(うち社外役員)	(27)	(27)	(-)	(7)

(注) 1. 業績連動報酬および非金銭報酬は該当ありません。

2. 退職慰労金は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

3. 取締役の報酬等の総額は、2020年9月24日開催の第72回定時株主総会において、月額100百万円以内(うち社外取締役3百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、23名(うち社外取締役は2名)であります。

4. 監査役の報酬等の総額は、1995年9月28日開催の第47回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しましたが、報酬委員会を新設したことから、2022年2月10日開催の取締役会において当該方針の改定を決議しております。当該決議内容は、次のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、利益計画の達成と企業価値の持続的な向上への意欲創出につながる十分なインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

② 個人別の固定報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、その役職、委嘱職務、在任期間に応じて、当社の業績、従業員給与、他社水準などを考慮しながら総合的に勘案して決定することを方針とする。また、退任時に支給する退職慰労金については、役職、委嘱職務、在任期間を考慮して当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で支給額を決定することを方針とする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の額の決定については、取締役会において、代表取締役社長へ一任することとする。代表取締役社長は、一任を受けた内容の決定に当たっては、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会から取締役会への進言を受け、適切に決定することとする。

上記の方針に基づき、代表取締役社長である澁谷 英利が各取締役の月例の固定報酬を決定しております。その決定権限を委任する理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に見ながら各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断するためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会への報酬委員会からの進言と整合するように決定しており、取締役会としては、その内容が当該基本方針に沿うものであると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 会社役員等の兼任状況等

重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
取締役	菅井 俊明	弁護士 菅井法律事務所	所長	当社と菅井法律事務所の間には取引はありません。
取締役	玉井 政利	税理士 玉井経営会計事務所 株式会社北國銀行	所長 社外監査役	同氏は当社の顧問税理士であり、同氏と当社との間には定常的な取引があります。当社と株式会社北國銀行とは定常的な銀行取引があります。
監査役	安宅 建樹	株式会社北國銀行	相談役	当社と株式会社北國銀行とは定常的な銀行取引があります。
監査役	小原 正敏	きっかわ法律事務所 サワイグループホールディングス株式会社 アツギ株式会社	パートナー 社外取締役 社外取締役	当社ときっかわ法律事務所、サワイグループホールディングス株式会社およびアツギ株式会社の間には取引はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	菅井 俊明	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 9 回出席し、弁護士としての豊富な経験・見識に基づき、特にコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの観点から経営全般に対して助言および提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。また、指名委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に 2 回のうち 2 回出席し、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に 2 回のうち 2 回出席しております。指名委員会および報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定および役員報酬の決定過程において、独立した客観的な意見を行うなど、客観性・透明性の確保のための重要な役割を果たしております。
取締役	玉井 政利	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 9 回出席し、税理士としての豊富な経験・見識に基づき、特に企業経営および会計の観点から経営全般に対して助言および提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。また、指名委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に 2 回のうち 2 回出席し、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に 2 回のうち 2 回出席しております。指名委員会および報酬委員会においては、当社の役員候補者の選定および役員報酬の決定過程において、独立した客観的な意見を行うなど、客観性・透明性の確保のための重要な役割を果たしております。
取締役	近藤 徳之	当事業年度において、2022 年 9 月 28 日の社外取締役就任以降に開催された取締役会 6 回のうち 6 回出席し、総合商社の部門統轄責任者として培った豊富な経験・見識に基づき、特に海外事業における経営企画、リスクマネジメント、マーケティングなどを中心として経営全般に対して助言および提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。
常勤監査役	土肥 淳一	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 7 回および監査役会 8 回のうち 7 回出席し、業界団体（一般社団法人石川県鉄工機電協会）の役員として培った豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
監査役	安宅 建樹	当事業年度開催の取締役会 9 回のうち 9 回および監査役会 8 回のうち 8 回出席し、金融機関の経営者として培った豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
監査役	小原 正敏	当事業年度において、2022 年 9 月 28 日の社外監査役就任以降に開催された取締役会 6 回のうち 6 回および監査役会 4 回のうち 4 回出席し、弁護士としての豊富な経験・見識から経営に関わる助言および提言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容は、会社法第 423 条第 1 項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものであります。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 40百万円 |
| (2) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および、報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的なものであると判断し同意いたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額および比率については四捨五入し、その他の項目については切捨てております。

連結貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	95,806	流動負債	40,864
現金及び預金	42,946	支払手形及び買掛金	22,642
受取手形	1,003	電子記録債務	2,450
電子記録債権	8,649	短期借入金	1,099
売掛金	14,570	未払法人税等	449
契約資産	12,283	未払費用	5,427
製品	444	契約負債	6,512
仕掛品	9,226	賞与引当金	442
原材料及び貯蔵品	4,665	受注損失引当金	157
その他	2,019	製品保証引当金	53
貸倒引当金	△ 3	その他	1,628
固定資産	46,619	固定負債	11,381
有形固定資産	39,010	長期借入金	4,604
建物及び構築物	21,042	退職給付に係る負債	6,290
機械装置及び運搬具	2,996	役員退職慰労引当金	318
土地	12,141	繰延税金負債	64
建設仮勘定	1,261	その他	104
その他	1,568	負債合計	52,246
無形固定資産	473	純資産の部	
その他	473	株主資本	88,753
投資その他の資産	7,135	資本金	11,392
投資有価証券	2,516	資本剰余金	10,350
退職給付に係る資産	2,944	利益剰余金	67,451
繰延税金資産	1,183	自己株式	△ 440
その他	540	その他の包括利益累計額	1,419
貸倒引当金	△ 49	その他有価証券評価差額金	787
		為替換算調整勘定	840
		退職給付に係る調整累計額	△ 208
		非支配株主持分	6
		純資産合計	90,180
資産合計	142,426	負債及び純資産合計	142,426

連結損益計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		97,842
売 上 原 価		79,641
売 上 総 利 益		18,201
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,161
営 業 利 益		8,039
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	58	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	37	
受 取 保 険 金	33	
そ の 他	104	249
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37	
租 税 公 課	13	
為 替 差 損	59	
そ の 他	7	118
経 常 利 益		8,171
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11	
施 設 利 用 権 売 却 益	4	20
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	3	
損 害 賠 償 金	25	28
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,355	
法 人 税 等 調 整 額	△ 122	2,233
当 期 純 利 益		5,929
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5,928

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	75,549
現金及び預金	36,362
受取手形	745
電子記録債権	6,766
売掛金	11,529
契約資産	6,655
製品	243
仕掛品	5,095
原材料及び貯蔵品	2,868
前払費用	396
短期貸付金	3,850
その他の金	1,037
貸倒引当金	△ 0
固定資産	41,036
有形固定資産	28,383
建物	14,779
構築物	487
機械及び装置	2,539
車輜運搬具	4
工具、器具及び備品	1,108
土	8,240
リース資産	5
建設仮勘定	1,217
無形固定資産	344
ソフトウェア	307
その他	37
投資その他の資産	12,309
投資有価証券	2,496
関係会社株式	4,752
関係会社出資金	79
長期貸付金	548
前払年金費用	3,351
繰延税金資産	692
その他の金	438
貸倒引当金	△ 48
資産合計	116,586

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	30,988
支払手形	117
電子記録債権	735
買掛金	17,877
短期借入金	1,099
リース負債	5
未払金	217
未払費用	3,802
未払法人税等	262
契約負債	5,362
預り金	294
賞与引当金	281
受注損失引当金	152
その他	780
固定負債	10,112
長期借入金	4,604
資産除去債務	49
退職給付引当金	5,214
役員退職慰労引当金	243
負債合計	41,100
純資産の部	
株主資本	74,704
資本金	11,392
資本剰余金	10,358
資本準備金	9,842
その他資本剰余金	515
利益剰余金	53,394
利益準備金	662
その他利益剰余金	52,731
配当準備積立金	1,600
固定資産圧縮積立金	1,166
別途積立金	2,500
繰越利益剰余金	47,464
自己株式	△ 440
評価・換算差額等	781
その他有価証券評価差額金	781
純資産合計	75,485
負債及び純資産合計	116,586

損益計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		69,898
売 上 原 価		58,913
売 上 総 利 益		10,985
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,970
営 業 利 益		5,015
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	410	
そ の 他	195	606
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
そ の 他	30	67
経 常 利 益		5,554
特 別 利 益		
そ の 他	6	6
特 別 損 失		
そ の 他	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		5,559
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,502	
法 人 税 等 調 整 額	△ 0	1,502
当 期 純 利 益		4,056

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

澁谷工業株式会社
取締役会御中

仰星監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 向山 典 佐
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉岡 礼
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁谷工業株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

澁谷工業株式会社
取締役会御中

仰星監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 向山 典 佐
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉岡 礼
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁谷工業株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制・監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月25日

澁谷工業株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木由郎 ㊟

常勤監査役 土肥淳一 ㊟

監査役 安宅建樹 ㊟

監査役 小原正敏 ㊟

(注) 常勤監査役 土肥 淳一、監査役 安宅 建樹及び小原 正敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

